

横浜市からのお知らせ

プラスチックごみの出し方が変わります

お住まいの区によって、実施時期が異なります。

令和7年4月～ 全市18区

プラスチック資源の収集日にお出しいただくもの

「プラスチック製容器包装」の収集日が「プラスチック資源」の収集日になります。

NEW プラスチック製品

プラスチックのみでできたもの

プラスチック製容器包装

このマークが目印です

1つの袋でまとめてお出しいただけます

「プラスチック資源循環法」の施行により、新たに「プラスチック製品」についても「プラスチック製容器包装」と同様にリサイクルできるようになりました。今回の分別品目の変更は、プラスチックの焼却に伴い発生する温室効果ガスを減らすことを目的としています。脱炭素社会の実現に向けて、出来ることから取り組んでいきます。皆さんの御協力をお願いします。



プラスチック資源 (プラスチック資源)

プラスチック資源としてお出しいただくもの



プラスチック製品

一番長い辺が50cm未満のプラスチックのみでできているもの



収納用品、風呂、洗面用具など



文房具、おもちゃなど



調理器具、台所用品など

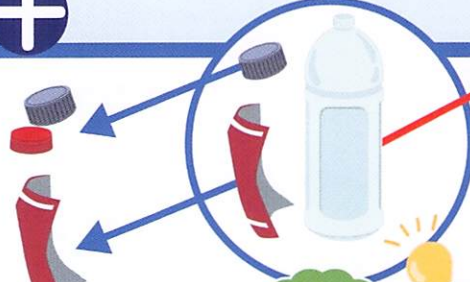


屋外用品



その他日用品
(CDケースや緩衝材など)

プラスチック製容器包装



缶・びん・ペットボトルへ

分別方法
が違うね



このマークが目印です

汚れたプラスチックの出し方について

汚れがついたプラスチックは、固形物が残らない程度に

水で軽くすすぐなどして「プラスチック資源」にお出しください。

チック製容器包装)の出し方

チック製品

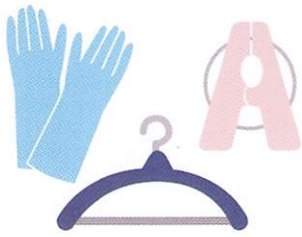
詳しい出し方は
こちらをご覧ください



入ってはいけないもの

リサイクルの支障になりますので「プラスチック資源」に出さないでください。

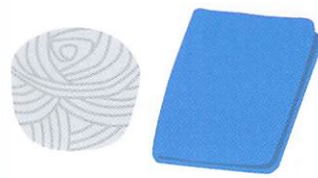
プラスチック以外の
素材を含むもの



まな板など
厚みがあって
固いもの



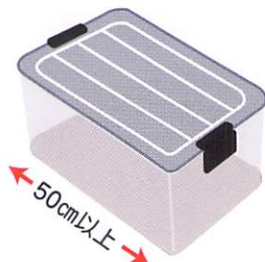
ビニールひも・シート
など、広げると
50cm以上のもの



リサイクル工程の中で
機械に絡まって停止さ
せてしまう恐れが!

燃やすごみへ

一番長い辺が50cm以上のもの



粗大ごみへ

小型家電製品 (電気・電池で動くもの)



小型家電回収ボックスへ
または、燃やすごみの日に別袋でお出してください。



内蔵されたリチウムイ
オン電池が収集車の火
災の原因となります。

収集された「プラスチック資源」がリサイクルされるまで

STEP
1

破袋機で袋を破り
中身を取り出します。

STEP
2

「プラスチック資源」
のみに分けます。(手作業)

STEP
3

リサイクル製品
に生まれ変わります。



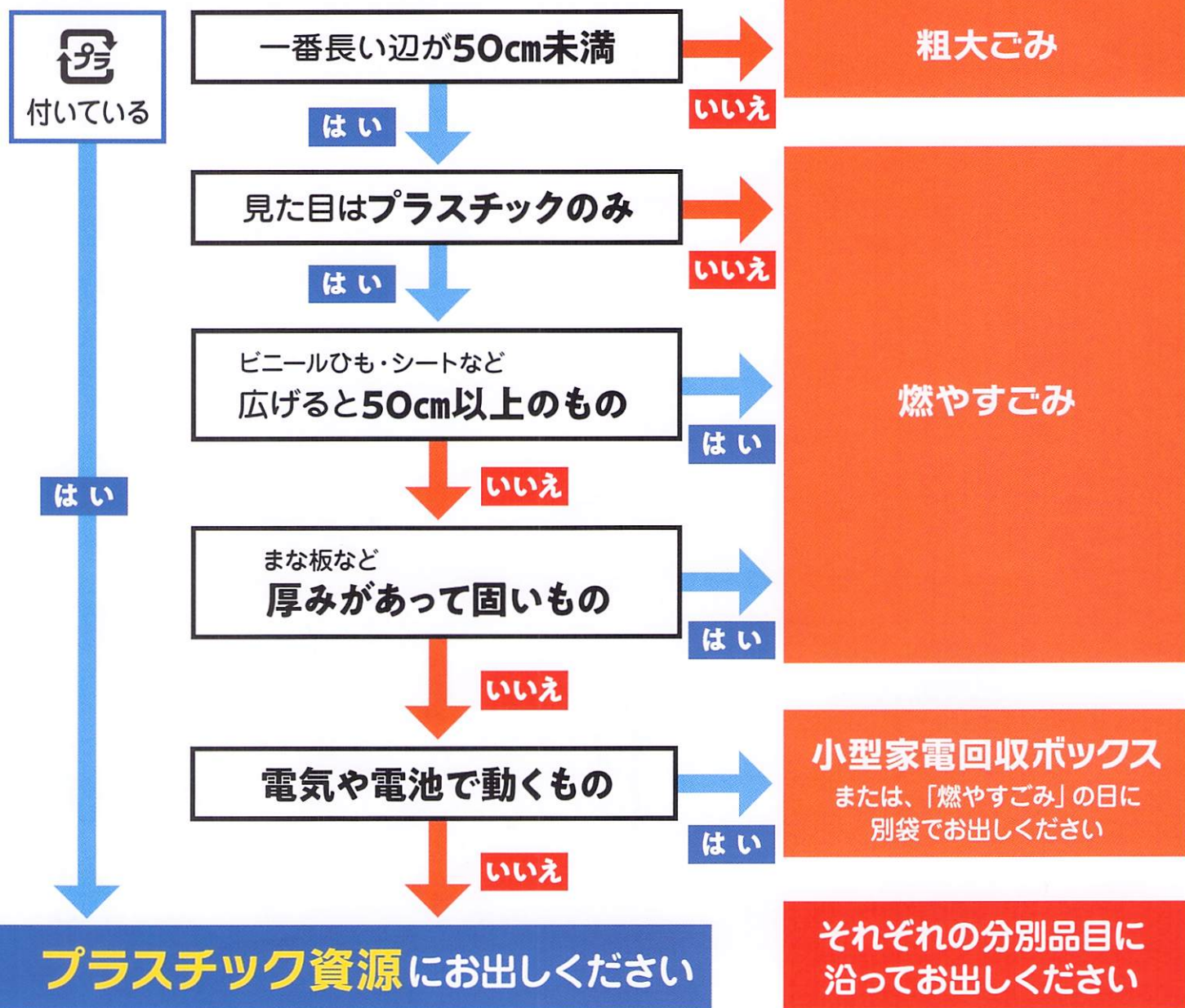
中間処理施設 (破袋・異物除去・圧縮梱包)

リサイクル施設

これを見れば、迷わない!



「プラスチック資源」の見分け方



出し方に迷ったものがありませんでしたら、こちらをご覧ください。

横浜市 プラスチック資源 出し方



お問合せ先

鶴見事務所 ☎502-5383

神奈川事務所 ☎441-0871

西事務所 ☎241-9773

中事務所 ☎621-6952

南事務所 ☎741-3077

港南事務所 ☎832-0135

保土ヶ谷事務所 ☎742-3715

旭事務所 ☎953-4811

磯子事務所 ☎761-5331

金沢事務所 ☎781-3375

港北事務所 ☎541-1220

緑事務所 ☎983-7611

青葉事務所 ☎975-0025

都筑事務所 ☎941-7914

戸塚事務所 ☎824-2580

栄事務所 ☎891-9200

泉事務所 ☎803-5191

瀬谷事務所 ☎364-0561

各区の資源循環局収集
事務所にお問い合わせください

横浜市資源循環局3R推進課 令和6年1月作成 ☎671-3593 ✉sj-3rsuishin@city.yokohama.jp

プラスチックは
燃やさず、リサイクル

目標

燃やすごみに含まれるプラを
年間1人あたり5.3キロ削減
(市全体で年間約2万トン削減)

